

## 安全保障理事会議長声明

「パレスチナ問題を含む、中東情勢」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2010年6月1日に開催された、安全保障理事会の第6326回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、ガザに向かって航行していた船団に対し国際水域においてイスラエルの軍事作戦中の武力の行使から生じた生命の損失と負傷を、深く遺憾に思う。安保理は、この文脈において、少なくとも10名の文民の損失と多数の負傷者を引き起こしたこれらの行為を非難し、また、その家族に対して安保理の弔慰を表明する。

安全保障理事会は、イスラエルにより拘束された船舶および文民の即時の解放を要請する。安保理は、イスラエルに対して、領事の十分な接見を認めること、関係する国がその死者と負傷者をすぐに取り戻すことを許すこと、また船団からその目的地への人道支援物資の引渡しを確保することを、促す。

安全保障理事会は、出来事に対する十分な調査を行う必要性についての国連事務総長の声明に留意し、また安保理は、国際的標準に一致した即時、公平、信頼のおける且つ透明な調査を求める。

安全保障理事会は、ガザにおける状況は、持続的ではないことを強調する。安保理は、決議1850および1860の完全な実施の重要性を再強調する。その文脈において、安保理はガザにおける人道的状況に安保理の深刻な懸念をくり返し表明しまたガザへの物資と人の持続した且つ定期的な流れ並びにガザ全土に対する人道支援の妨害されない提供と配布に対する必要性を強調する。

安全保障理事会は、イスラエル—パレスチナ紛争に対する唯一の実行可能な解決策は、当事者間で交渉された合意であることを強調し、また、独立し且つ実行可能なパレスチナ国家が、イスラエルおよびその他の隣国と一緒に平和と安全のもと隣り合って生活することで、二国間の解決だけが同地域に平和をもたらさうることを再度強調する。

安全保障理事会は、接近した対談およびこの出来事は接近した対談が進行中である間に生じたという関係する声明に対する支持を表明しまた当事者に対し、いかなる一方的且つ挑発的な行為を自制し、避けて行動すること、また全ての国際的パートナーに対し、当事者間と同地域全体の協力の雰囲気を促進することを促す。